

協同組合等に対する 留保所得特別控除制度の改正

Q 平成16年度の税制改正において、協同組合に対する法人税法上の特例である「留保所得特別控除制度」が取り上げられていると聞きましたが、どのような改正がなされたのですか。

A この制度は、事業協同組合等の各事業年度の留保所得について、その利益積立金額が出資金額の4分の1に達するまでは、その留保所得の32%を損金の額に算入することを認める制度である。(措法61)。

ただし、その協同組合等のうち、出資金額1億円を超える組合に対するこの制度の適用については、設立の日以後5年以内の事業年度に限られ、その控除率も下表に示すように、累積留保金額に応じ低減していくこととなっていた。

区 分			損金算入割合
出資金1億円以下の組合			32%
出資金1億円超 の組合	累積 留保 金額	2,500万円以下の部分	32%
		2,500万円超1億円以下の部分	20%
		1億円超2億円以下の部分	14%
		2億円超の部分	10%

この制度適用の対象組合は、漁業協同組合・同連合会・水産加工業協同組合・同連合会・森林組合・同連合会・商工組合・同連合会・事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会（信用事業及び火災共済事業を行う連合会を除く）・生活衛生同業組合・同連合会・出資総額が1,000万円以下である消費生活協同組合及び同連合会である。

なお、組合員以外の員外者に対する組合事業の利用割合が、組合員利用の20%を超えることとなる事業年度については、この制度の適用はない。

＜平成16年度における改正＞

平成16年度の税制改正において、この制度の対象とされる組合等から、出資総額1億円超の組合が除外されることとなり、改正後は出資金1億円以下の組合のみに対し損金算入割合32%で適用されることとなる（措法61①）。

この改正は、法人の平成16年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される（改正法附則37）。